

商品概要説明書

オリコ目的ローン（モアプレミアム、モアⅠ、モアⅡ、モアⅢ）

（令和4年4月1日現在）

商品名	モアプレミアム	モアⅠ	モアⅡ	モアⅢ										
ご利用いただける方	<p>○ J A とうかつ中央管轄区域内にお住まいの方又は同地区内にお勤めの方で 申込時年齢が満 18 歳以上完済時 76 歳未満の方。</p> <p>○ 継続安定した収入のある方 ○ 勤続年数・営業年数不問</p>													
資金使途	<p>○ 資金使途が明確なもの。(例：教育資金、リフォーム等) 但し、事業性資金・旧債務返済は除きます。</p>													
借入金額	<p>○ 10 万円以上 1,000 万円以下、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。 ※ 他金融機関の借換の場合は、借換対象ローンの残高以内とします。 ※ 当組合からのお借入が 500 万円を超える場合は、出資加入のうえ組合員となっていただきます。</p>													
借入期間	<p>○ 6 か月以上 10 年以内（1 カ月単位）とします。 ※ 他金融機関の借換の場合は、借換対象ローンの残存期間以内となります。</p>													
借入利率	<p>【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。お借入利率には下記の保証料を含みます。 ○ 利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。</p>													
返済方法	<p>○ 元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年 2 回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50% 以内、1 万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。 ○ 約定返済：指定の普通貯金口座から、毎月 12 日に自動引落となります。</p>													
保証人	<p>○ 当 J A が指定する保証機関（オリエントコーポレーション）の保証をご利用いただけますので、原則として担保・保証人は不要ですが、保証機関が必要とした場合は保証人を要します。</p>													
保証料	<p>○ 毎月の返済時にお利息に含めて保証料をお支払いいただきます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">モア</th> <th style="width: 20%;">プレミアム</th> <th style="width: 20%;">Ⅰ</th> <th style="width: 20%;">Ⅱ</th> <th style="width: 20%;">Ⅲ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証料率（月払）</td> <td>年 0.85%</td> <td>年 1.00%</td> <td>年 1.30%</td> <td>年 1.60%</td> </tr> </tbody> </table>				モア	プレミアム	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	保証料率（月払）	年 0.85%	年 1.00%	年 1.30%	年 1.60%
モア	プレミアム	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ										
保証料率（月払）	年 0.85%	年 1.00%	年 1.30%	年 1.60%										
貸付方式	証書貸付													
振込指定	融資金は、ご本人口座へ入金後ただちに資金使途証明の記載先口座へお申込人名義で直接振込むものとします。													
繰上返済	返済日の 7 営業日前までの申出により、毎月の返済日に全額繰上返済または一部繰上返済が可能です。繰上返済金額および返済期日の繰上げについては、借入申込書のローン契約規定によるものとします。													

<p>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<p>○苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または金融部(電話：047-361-2205)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、千葉県農業協同組合中央会が設置・運営する千葉県JAバンク相談所（電話：043-243-0011）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部または千葉県JAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）</p> <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続きを進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会がテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続きを移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記千葉県JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せ下さい。</p>
<p>その他</p>	<p>○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。</p>

JAとうかつ中央